

北海道議會時報

第一卷 第二號

昭和二十四年六月



目次

◎第二回定例道議會

△提出案件

△議事の經過

△決議案

△建議案

△各派交渉會

△昭和二十四年度道費追加更正豫算に對する知事説明要旨

△諸願

◎特別委員會

△行政機構調査特別委員會

△外地同胞引揚對策特別委員會

◎常任委員會

△總務 △經濟 △水產 △土木 △開拓及び農地

◎各種會合

△全國都道府縣議會議長會議

△北海道綜合開發審議會

雜

△溫冷床用加工紙問題

△議員の動靜

△本道出先機關

△來往

資料

△地方自治體の條例について

△昭和二十四年度豫算現計調

◎第二回定例道議會

第二回定例道議會は、五月二十七日開會せられた。今回は、前年度繰越事業及び公共事業の決定を見たもの並に緊急措置を必要とする費用等に関する追加豫算その他の提案があつたのであるが、本議會においては特に農民教職員の見目の的となつた、温床用不良油加工紙の配給に對する責任問題及び教職員の定員定額を廻る待遇問題が大きくとりあげられて活潑な論議が交わされた。なお提出せられた案件並に經過は次の通りである。

▲知事から提出された議案

議案第一號	昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	五・三一原案可決
議案第二號	昭和二十四年度北海道水産物検査費歳入歳出追加豫算	" "
議案第三號	昭和二十四年度北海道女子醫學專門學校費歳入歳出追加豫算	" "
議案第四號	第二九五回北海道起債に關する件	" "
議案第五號	第二九六回北海道起債に關する件	" "
議案第六號	第二九七回北海道起債に關する件	" "
議案第七號	第二九八回北海道起債に關する件	" "
議案第八號	第二九九回北海道起債に關する件	" "
議案第九號	第三〇〇回北海道起債に關する件	" "
議案第一〇號	北海道起債決議變更の件	" "
議案第一一號	岡大、岡牛、岡鶴取締條例設定の件	" "
議案第一二號	北海道立診療所條例の一部を改正する條例の件	" "
議案第一三號	北海道委託衛生試験條例改正の件	" "
議案第一四號	北海道地方競馬實施條例の一部を改正する條例の件	" "
議案第一五號	北海道立札幌労働會館使用條例設定の件	" "
議案第一六號	夕張郡栗山町と同郡長沼村との境界變更に關する件	" "
議案第一七號	常呂郡置戸村と同郡留邊蘆町との境界變更に關する件	" "
議案第一八號	北海道工振興機械類購入貸付條例設定の件	" "

議案第一九號	農業改良事業條例設定の件	五・三一原案可決
議案第二〇號	昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加豫算	" "
議案第二一號	北海道立札幌労働會館條例設定の件	" "

▲議員から提出された建議及び決議案

建議案第一號	地方配付税増額に關する件	五・三一原案可決
建議案第二號	北海道開港のため鐵道建設工事施行の件	" "
建議案第三號	家庭菜園の供出割當撤廢に關する件	" "
建議案第四號	炭礦資金支拂促進に關する件	" "
建議案第五號	國營競馬と道營競馬の馬交流に關する件	" "
建議案第六號	主食及び政府放出物資の掛金措置に關する件	否 決
決議案第一號	道營自動車競技實施の件	原案可決

▲議事の經過

○五月二十七日午後二時四十八分開議、諸般の報告ののち調査繼續中の外地同胞引揚對策特別委員會及び行政機構調査特別委員會を本會期においても存置することを決定、時間を延長し提出議案につき知事の説明あつて休憩、午後五時十五分再開、知事より古平町の火災に對し天皇皇后兩陛下より救恤金の御下賜があつた旨の報告があり、議長より救恤金御下賜に對し御禮言上の決議をしたい旨を語つて満場一致これを可決、議案調査のため二十八日は休會することを決定し、午後五時二十三分散會。

○五月三十日午後一時二十一分開議、議長から二十九日相内石藏議員逝去の旨を報告し、四十榮議員の追悼演説があつて諸般の報告ののち、議案第一號乃至第二一號を一括議題に供して質疑に入り、土井議員より、(一)北海道における農業に對する根本方針について、(二)土地改良について、(三)魚粕の配給措置について、(四)温床用油加工紙について、(五)道立高等學校焼失と火災保險の問題について、三澤議員より、(一)國庫補助金と財政の自主化について、(二)綜合開發問題について、(三)食糧問題について、(四)家庭菜園耕作者の自家保有について、(五)温床用油加工紙について、(六)酪農問題について、(七)教育問題について、(八)中小炭礦問題について、(九)家庭用石炭について、

夫々質疑あり午後三時三十五分散會。

○五月三十一日午後二時五十四分開議、諸般の報告ののち時間を延長して議事に入り、外地同胞引揚對策特別委員長井川議員及び行政機構調査特別委員會副委員長西田議員より委員會における調査について夫々中間報告を行い、議長より兩委員會は調査未了なるため閉會中も調査繼續を諮つてこれを決定、議案第一號乃至第二號を議題に供して質疑を續行、立原議員より

(一) 溫床用油加工紙について (二) 教員の定數定額について (三) 觀光事業について (四) 行政の民主化について、山内議員より (一) 引揚援護愛の運動について (二) 失業對策について (三) 北海道開發法案について、吉田(豊)議員より (一) 信用保證協會の運営について (二) 治水事業について、西田議員より教員の定數定額について夫々質疑あつて議案第一號乃至第二號の各案件を何れも原案の通り可決して休憩、午後七時二十三分開、諸般の報告ののち、土木委員長より報告のあつた請願を一括議題に供し委員會決定の通りこれを可決、日程に全員提出の決議案第一號及び建議案第一號乃至第六號を追加し、決議案第一號及び建議案第一號乃至第四號を一括議題に供して何れも原案の通り可決、建議案第五號を議題に供し趣旨辯明を省略原案通り可決し、建議案第六號を議題に供し本案の提出者を代表し西村議員より趣旨の辯明をなし、採決の結果賛成少數で否決、以上を以つて議事を終了午後七時三十分閉會した。

▲ 決 議 案

決議案第一號 議員坂東秀太郎君外全員提出

道營自動車競技實施の件

道財政の現状に鑑み、これが收入増加による財政の確立に資し併せて自動車産業の振興を圖することは緊要と認められるをもつて自動車競技法に基づく道營競輪を本年度札幌市において實施することとし、その施設並にこれが實施に關する特別會計豫算等の措置を速かに講ぜられんことを望む。
右決議する。

北海道知事 田 中 敏 文 苑

北海道議會議長 坂 東 秀 太 郎

▲ 建 議 案

建議案第一號 議員坂東秀太郎君外全員提出

地方配付税増額に關する件

一、將に崩壊せんとしている地方財政の危機に對處するため、昭和二十四年度において急速に地方配付税を追加増額せられたい。

(理由) 現下の地方財政は諸情勢の推移により異常な困難に逢着し加うるに地方配付税壓縮の結果は正に地方財政崩壊の危機に直面していると言つても過言ではない。即ち地方財政の現状を要約すれば、地方財政にはその裏付が乏しく、自主性に缺け、國に依存する度合が強く、如何に行政制度に關する改革が行われても地方自治強化の實が擧がらないのが眞の姿である。さきに示された經濟九原則の強力な遂行が現下我が國に課せられた重要使命であり、地方財政にも嚴格に適用されなければならないことは言うまでもないが、これと共に國が地方財政に對するその責任を明確に認識してその健全化を積極的に助長することが極めて緊要である。即ち經濟九原則に謂ゆる豫算の眞の均衡は國家財政のみならず地方財政の健全化をまつて始めて達成できるものと信ずる。然るに地方固有の財源である地方配付税を恰かも補助金の如く國庫財源の窮迫を理由として極度に減額し、昭和二十四年度においてはこれを法定の繰入割合によれば千百四十五億圓となるものが何等代り財源を附與することなくして約半額の五百七十七億圓に抑えられたことは、さなきだに窮迫せる地方財政をして一層破綻に追い込ませるものでまことに遺憾に堪えないところである。

繼つて現行税制による國民負擔の状況を見るに殆んどその極限に達しこれ以上に國民負擔を増すことは至難であり、地方財政改革の目標も勢い國税と地方税との配分を變えて國税を減少して地方税を増加する方向において解決せられなければならないと存する。

幸いにシャープ使節團の來朝によつて根本的税制の改革を期待出来ることはまことに喜びとするところであるが、差當つての措置として各地方團體の必要財

源需要を充足しつゝ地方團體相互間の財源調整の機能を営む地方配付税を此の際に追加増額することを強く要望すると共に、本道及び道内市町村に對する配付税の配分については區域著しく廣大でしかも極北に位する關係上燃料費交通費、雪害による施設費等は極めて多額を要する等自然的惡條件の影響を受けこれがため經濟力に乏しく擔税力も亦薄弱であり、反面開拓日淺く諸税の負擔は最高度の賦課を爲す外多數の法定外獨立税を設定するも尙且補い得ない本道の特殊事情を充分勘案して特に増額交付せられるよう熱望するものである。

建議案第二號 議員 坂東秀太郎君外全員提出

北海道開發のため鐵道建設工事施行の件

一、我が國に残されたる唯一の未開發資源地たる北海道開發のため道内に於ける工事中止鐵道及び新線敷設計畫のある鐵道の建設工事を夫々別表の通り速かに施行せられたい。尙工事施行上貴重なる機材設備と優秀なる技術とを有する運輸省札幌鐵道局工事に必要な豫算と定員とを與へ工事施行の促進を期せられたい。

(理由) 戦後の日本は狭少なる地域に八千萬の過剰なる人口を擁しその大部分は衣食住に極度の制約を受けながら日夜生活に喘ぎつゝあると云うも過言ではない。この秋に當り北海道は全國土の約二一％七萬八千方の土地を占めてゐるが、人口は約四百萬全國人口の五％に過ぎない。然も都市人口は道内人口の二五％百萬を超え、地方においては人口極めて稀薄であつて我が國の過剰人口の收容地として重要な責務を負擔つてゐるのである。殊に海陸地下に抱藏する豊富なる資源はこれを開發活用することによつて優に現在人口の倍數を擁し得ることは何人も否定し得ないところと云わなければならない。

緣つて本道開發の根基とも云うべき鐵道網はその發達甚だしく遅れ、殊に戦争のため一部既設鐵道の撤去又は建設工事の中止が行われ、既設鐵道の補修改良の中止と相俟つて、必要な輸送力を甚だしく低下せしめ、漸く重要性の認識せられて來た本道の開發上遺憾であるとして着々新設改良工事の計畫が樹立せられる一方中止工事の再開も曙光を見出すかに思われた。

然かるに國有鐵道における獨立採算制の採用と公共企業體への移行に伴ひ新設の建設は勿論路盤の完成してゐる路線を始め、工事中の路線等一切の建設工事

は中止せられんとするの危機に際會し、一方從來本道の鐵道建設工事に當り貴重なる機材資設と優秀なる技術陣とを擁し、重要な役割を果して來た運輸省札幌鐵道局工事部の縮小措置が實施せられんとしつゝある。斯しては本道の開發は全くこれを望むに術なく關係住民の多年に互る熱望も一擧に葬り去られんとしていることは洵に遺憾に堪えないところである。

政府は日本再建の基盤たる本道の重點的開發の必要性に深く思を致され、萬難を排してこれら工事中止線及び新線の建設工事を施行せられるとともに、これら工事施行のため運輸省札幌鐵道局工事に所要の豫算と職員を配置し、速かなる本道開發の進展を期せられたいのである。

(一) 工事中止線

戸井線	二七杆	松前線	三〇杆
邊富内線	一二四杆	遠羽線	四〇杆
中湧網線	三〇杆	根北線	五七杆

(二) 新線

樣似廣尾	七五杆	釧路	北見相生	九〇杆	
上川	十勝三股	六四杆	朱鞠内	羽幌	五一杆
枝幸	雄武	五三杆	白糠	足寄	七四杆
釧路	濱益	五二杆	深川	芦別	二九杆
新得	トムラウシ	五二杆	余市	余別	四二杆
標津	羅臼	四五杆	幌延	沼川	三二杆

建議案第三號 議員坂東秀太郎君外全員提出

家庭菜園の供出割當撤廢に關する件

昭和二十四年五月十九日附食料管理局長官通牒に依り三畝以上一反歩迄の家庭菜園耕作者をも準生産者として主食配給に當りこれが生産物を保有對照とすることは道の實情に副わないからこれを撤廢し従前通りとせられたい。

(理由)

本道は其の特殊の寒冷地の實狀よりして内地府縣に比し多分に熱量を必要とし且つ半歳の冬生活は交通及び雪害を顧慮し食料の貯藏を必要とするのが實狀である。これがため本道に於ては昨年度に於いても前記理由に基く食料事情の彈

弾力性保持の考慮から一反未滿に就いては之を對照外とし空閑地の利用、丘陵、段地の耕作等を奨励し來つたのであつて、通牒の如き方法を以つてするならば食糧増産は期待できないばかりでなく、寧ろ既耕地の抛棄が懸念される實狀であるから速かに本通牒を撤回され従前通り本道の自立的方法を承認せられたい。

建議案第四號 議員坂東秀太郎君外全員提出

炭礦賃金支拂促進に關する件

一、四千二百萬圓を目標とする石炭産業において賃金支拂の遅延及び内拂を見ていることは、石炭増産の上において重大なる支障を來すとともに、炭礦労働者の生活を極度に逼迫せしめている現狀に鑑み急速に本問題解決に就いて努力せられたい。

(理由)

我が國經濟再建の根幹をなす石炭産業は、國內關連産業界の異常なる期待の下に昨年度三千六百萬圓より本年度四千二百萬圓に目標を擴大し、祖國復興の意氣に燃ゆる勤勞者の努力により今やこれが達成のため果敢なる増産運動が展開されているが、現在これら炭礦及び關連産業等において賃金の支拂遅延及び内拂等を生じこれがため主食配給及びリンク物資等の受配にすら困難を生じ生活の不安は勢い出炭面にすら危惧の念を抱くの實情である。政府は速かに賃金支拂問題の解決をせられたい。

建議案第五號 經濟委員長 薛田余吉君提出

國營競馬と道營競馬の人間交流に關する件

一、國營競馬と道營競馬相互の利益を圖るため兩者間に人間交流の措置を講ぜられたい。

(理由)

本道は全國屈指の競走馬資源地であつて逐年これが改善に努めているが、今次の改正競馬法によれば國營競馬の開催回數の増加が見込まれているとの事であつて、斯くては本道地方競馬の實施上、甚大な支障となり地方競馬の毀滅が危惧せられている。即ち國營競走馬の地方競馬出場の禁止の規定は道内國營競馬

の回數増加と相俟つて道營競馬の出場人馬に甚しい制約を加へ出場馬の獲得難と開催時期の衝突とは事實上道營競馬の毀滅を招來することが憂慮せられるのである。一方國營競馬の開催回數の増加は内地馬依存の困難性から競馬開催に重大なる支障を來すことも憂慮せられている。依つて、この窮狀打開のため將又國營道營双方の利益のため競走馬不足と内地馬依存の困難を一掃し、兩者間人馬の友好的交流を具體化するの措置を急速に實施せられんことを要望するものである。

▲各派交渉會

第二回定例議會における各派交渉會の議によつた事項は次の通りである。

○五月二十七日

一、外地引揚促進對策特別委員會と行政機構調查特別委員會は今議會においても繼續存置することに決した。

一、道開發審議會の會議經過につき、委員として出席の坂東議長から概要報告があり、同會事務局の急速成立についての道の協力方法につき各派にて研究することに決した。

一、田中知事から教員の定員定額制につき教組及び教育委員會との交渉經過を報告し、議會の協力を要請した。

一、坂東議長から全國議長會々館施設負擔金並に道及び東北七縣議會議員協議會經費の豫算につき了解を求めた。

一、二十八日は議案調査のため本會議は休會に決した。

一、古平町大火に對し、天皇皇后兩陛下から御下賜の救恤金につき御禮言上方の決議案を議長から上程することに決した。

○五月三十日

一、吉野議員から豊羽鑛山復興問題につき、政府及び復金の意向及び發起人會の事業計畫資金見通等を報告し、道より一千萬圓出資を諮り各派にて研究のことに決した。

一、宮津議員から本春融雪による災害につき、政府の認識と資金面の對

策を講ずる必要上、土木委員三名上京を諮り協議の結果五名上京に決した。

一、田中知事から教員定員定額制についてのその後の折衝経過を報告し文部省に要請のため総務委員五名を上京に決した。

一、地方配付税増額の件、道開発のため鐵道建設工事施行の件を全員提出建議案として發議に決した。

一、日本ニュース映畫社の議會諸會議場への入場申入れについては狀況撮影の必要限度において議長認定により許可し得ることに決した。

一、二十七日本會期中の繼續存置を決定の二特別委員會は、閉會中においても引續き調査のことに決した。

○五月三十一日

一、道營自轉車競技實施に關する決議案及び一反歩以下の家庭菜園の供出割當撤廢並に炭礦貸金支拂促進に關する二建議案を全員提出に決した。

一、西田議員から議會運營を各派交渉會で協議するは時間がかかるから常任の運營委員會設置を希望し各派にて研究のことに決した。

一、野口總務部長から留萌支廳管内道議補缺選舉に要する費用の最少限の追加豫算専決處分につき了解を求めた。

一、今期議會は本日閉會に決した。

▲昭和二十四年度道費追加

更正豫算に對する知事の説明要旨

今回の追加更正豫算は、前年度の繰越事業に對する經費及び公共事業の決定を見たもの並に地方稅財政制度の改正に伴う豫算改訂までに緊急措置を必要とするものの經費を計上したのであつてこの豫算の内容を大別すると、

一、全額補助の通り抜け豫算の事業經費
二、その他の補助事業經費

六億四千二百十萬圓
三億一千九百九十七萬圓

三、繰越事業經費

四、その他今回豫算計上を必要としたもの

四千八百八十七萬圓
五千九百九萬圓

合計十億六千四百一萬圓であつてその事業内容について見れば第一の全額補助の通り抜け豫算の事業經費としては

統計調査費

二百一萬圓

家畜衛生施設費

一千六百八十八萬圓

水稻溫床苗代設置費補助

一億二十九萬圓

農業計畫推進施設費

百四十四萬圓

主要食糧需給調整費

二百萬圓

農業調整委員會費

四千六十萬圓

開拓事業費

一億九千四百六十六萬圓

開拓財産賣渡事務費

二千五百萬圓

更生資金貸付事業費

六百三十六萬圓

農地調整費

四千三百二十九萬圓

市町村港灣災害復舊費補助

一千六百四十萬圓

市町村道路橋梁改修費補助

一億一千五百八十五萬圓

市町村災害土木復舊事業費補助

八千五百三十七萬圓

道路特別修繕費

六十九萬圓

第二の補助事業經費としては

漁港修築事業費

一億四百三十萬圓

河川改修費

八千六百萬圓

災害土木復舊費

六千七百三十一萬圓

道路修繕費

一千七百二十二萬圓

橋梁指定修繕費、災害防除工事費、港灣災害復舊費、その他

四千五百一十一萬圓

第三の繰越事業經費としては

自治體警察費

一千十二萬圓

體育館費

四百三十四萬圓

鮭鱒捕獲事業費

三百四十萬圓

高等學校費

五百三十五萬圓

選舉諸費

五百二十萬圓

農業講習所費

五百二十八萬圓

治療院費、兒童福祉費、職員住宅建築費、觀光事業費その他

九百十六萬圓

第四のその他のもので主なるものは

古平町の災害救助費

五百十九萬圓

馬の流腦豫防施設費

二千二十七萬圓

牛のブルセラ病防疫費

三百八十一萬圓

家畜衛生手数料徴収交付金

百三十一萬圓

道立病院及び保健所費

百六十五萬圓

保健婦養成所費

百五十萬圓

高等學校費及び盲聾唖學校費

一千四百九十六萬圓

等であつて、これに對する歳入は港灣工事の負擔金二千五百十八萬圓、家畜檢診に伴う手数料及び販賣登錄實施に伴う手数料その他を合せ使用料手数料四千二百六十一萬圓、國庫補助金八億四千百十九萬圓、寄附金三百二十一萬圓、繰越金四千二百十五萬圓、財産收入及び雜收入三百十五萬圓、道債一億五百五十萬圓、合計十億六千四百一十一萬圓を計上して收支の均衡を保持したのであるが、起債を財源として計上した各種事業等に就ては本年度起債全體計畫についての特別の制約もあり起債決定前着手をなし得ない實情であり又起債決定後においても起債承認額以外の事業量については一般財政事情と睨み合せ遂行を要するものと思うので、速に起債計畫の決定を要望すると共に、稅財政制度改革の結果を俟ち本年度今後の財政計畫を畫定し、道政運営上遺憾なきを期したい。又、特別會計においては、女子醫學專門學校費において附屬病院擴充費一千三百六十三萬圓を普通會計から財源を繰入れて計上した外水産物検査費會計において二十五萬圓の手數料を財源として計上したのである。以上が今次追加豫算の概要である。

請願

第二回定例道議會で採擇に決した請願は次の通りである。

(請願番號) (件) (名) (請願者)

請願士末第四號 海岸水制工築設の件 八雲町長 直野萬櫻

同 第五號 間寒別川切換工事施行の件 幌延村長 赤松滿太郎

同 第六號 天鹽川架橋の件 幌延村長 赤松滿太郎

同 第七號 舊發寒川切替改修 札幌地方綜合開發協議會會長 高田富興外八名

同 第一〇號 天賣漁港修築擴張工事の件 留萌機船底曳網組合外八名

同 第一二號 十勝川橋梁架設に關する件 十勝支廳長 寺田眞一外十七名

同 第一六號 由仁村川端東三川線排水溝國費掘さく工事施行の件 山仁村長 多田了介

同 第一七號 開拓費支辨町村道新篠津南耕地線新設の件 月形村長 狩野盛秀外一名

同 第一九號 天鹽川河口改修工事促進の件 天鹽町長 草刈直外七名

同 第二〇號 準地方費道准内鬼脇線中災害路線復舊工事施行の件 鷺泊村長 湯佐定平

同 第二二號 小樽定山溪道を地方費道に編入改修の件(但し專用道路無償寄附を條件とする) 定山溪觀光協會會長 小須田治郎

同 第二四號 上士別村字奧士別五五號愛別村狩布間開拓道路開さくの件 上士別村長 印城重廣外三名

同 第二六號 災害復舊土木工事費補助金の急遽交付並に町村土木工事に對する補助率増額に關する件 釧路國支廳管內町村會長 佐藤惣五郎

同 第二七號 船入湖築設擴張及び船舶築設並に道路改修工事施行の件 熊石村長 針谷爲治外二名

同 第三一號 國道四號線及準地方費道俱知安赤井川線の改修工事施行の件 大江村長 島海萬作

同 第三二號 町村道館茂邊地線改修工事施行に關する件 厚澤部村長 東崎政男

同	第三三號	町村道邊地館越線道路補修工事費補助に關する件	茂別村長 野口重雄
同	第三四號	劍淵川切替工事促進に關する件(南長沼土功組合灌漑トビスナイ川橋樑所の加越に於ける計畫一部變更は調査保留)	千歲町長 山崎友吉
同	第三五號	安野呂川改修工事促進に關する件	厚澤部村長 東崎政男外一名
同	第三六號	長都川、千歲川改修工事施行に關する件	千歲町長 山崎友吉外一名
同	第三七號	町村道を準地方費道に昇格の件	日高綜合開發期成會會長 土橋武士外三名
同	第四〇號	頓別川口船人潤工事施行の件	頓別村長 佐々木熊吉
同	第四一號	頓別川治水工事施行の件	頓別村長 佐々木熊吉
同	第四二號	災害復舊工事に對し補助交付の件	頓別村長 佐々木熊吉
同	第四五號	準地方費道登別温泉道路補修に關する件	幌別村長 大石橋與作
同	第四六號	青蘭定期航路と北海道命令航路に指定の件	室蘭市議長 宇賀金男
同	第四七號	上猿拂原野道路改修工事施行の準地方費道に編入の件	猿拂村長 佐藤貞雄外一名
同	第四八號	濱鬼志別船人潤改修工事促進の件	猿拂村長 佐藤貞雄外一名
同	第四九號	猿別川切替工事施行の件	猿拂村長 佐藤貞雄外一名
同	第五〇號	知來別船人潤補修擴張工事促進の件	猿拂村長 佐藤貞雄外一名
同	第五二號	補修は採擇、擴張は不採擇、理由(擴張する價值なし)	北見市長 伊谷半次郎外一名

五月中受理した請願で各常任委員會に審査の附託をしたものは次の通りである。

(請願番號)	(件名)	(請願者)
請願總務第七號	六三制に伴う校舍建築費全額負擔の件	山部村長 中田壽晴外六名
請願總務第八號	六三制の完全實施に關する件	夕張市會議議長 奥村松太郎
請願總務第九號	道立帶廣廣育學校、帶廣學學校校舍建築に關する件	帶廣市長 佐藤龜太郎外四名
請願民生第一號	保育所の設置に對し道費補助交付の件	北見市婦人會長 天内てつ外二十一名
請願民生第二號	深川町保育所の設置に對し道費補助の件	深川町長 若林四郎
請願經濟第一號	標津國營牧野を道營とする件	標津村長 尾崎勇外三名
請願經濟第二號	美幌國營牧野を道營とする件	美幌町長 近藤吉次
請願經濟第三號	種子馬鈴薯流通機構改善の件	北海道農業復興會議議長 三宅康次外二名
請願經濟第四號	甜菜糖業對策に關する件	北海道労働組合會議議長 山田長吉外九名
請願經濟第五號	溫冷床用不良油加工紙の損害補償に關する件	北海道農民同盟執行委員長 石川清一
請願水產第五號	たらば蟹を漁獲するの漁業權附與に關する件	枝幸郡頓別村頓別漁業會長 大谷又三郎

請願水産第六號

孵化事業の施設擴充の件

五月三〇日

常呂村長 小林千代松外六名

請願商工第二號

炭礦機械生産確保に關する件

五月三〇日

夕張市議會議長 奥村松太郎

請願土木第五三號

利根別川治水工事促進に關する件

五月二七日

利根別川治水工事促進期成會長

岩見澤市長 山本市英

請願土木第五四號

村道を準地方費道に昇格並に補修工事施工の件

五月二七日

幌別村長 大石橋與作外三名

請願土木第五五號

雨龍川護岸緊急災害復舊工事施工の件

五月二七日

秩父別村長 原田 伊曾八

請願土木第五六號

土地改良工事に關する件

五月二七日

北海道土地改良促進委員會委員長松本大太郎

請願土木第五七號

土地改良事業促進の件

五月二七日

全道土地改良懇話會代表 竹内福一

請願土木第五八號

市町村道の準地方費道に昇格の件

五月三〇日

岩見澤市長 山本市英外五名

請願土木第五九號

村費支辨河川を道費支辨河川に昇格の件

五月三〇日

岩見澤市長 山本市英外三名

請願土木第六〇號

町村道を準地方費道に昇格の件

五月三〇日

喜茂別村長 菊地久治外二名

請願土木第六一號

村道を準地方費道に昇格の件

五月三〇日

眞狩村長 大西佐源太外一名

請願土木第六二號

村道を準地方費道に昇格の件

五月三〇日

日梨郡羅臼村長 村田吾一

請願土木第六三號

支笏湖觀光産業道路開設の件

五月三〇日

札幌地方綜合開發協議會々長 札幌市長 高田富與外九名

請願土木第六四號

早來厚真間(札幌浦河)線地方費道改良工事施行の件

五月三〇日

勇拂郡厚真村長 池田宗正

請願土木第六五號

美瑛町市街地内及び下宇莫別間地方費旭川帶廣線村替變更の件

請願土木第六六號

芽室川を準用河川に昇格の件

五月三〇日

上川郡美瑛町長 鴻上寛一

請願勞働及建設第二號

町營庶民住宅建設費及び寒地川設計による建設費の超過部分に對し道費補助交付の件

五月三〇日

北海道市長會長 札幌市長 高田富與

◎特別委員會

▲行政機構調査特別委員會

第一回定例道議會豫算特別委員會に於いては、道議會として本道行政の特殊事情、出先機關の吸收、行政事務の簡素化、部課及び人員配置の適正等行政機構に關する各種の調査を行うため、行政機構調査特別委員會の設置を必要と認め、各派交渉會に齋藤(藤)委員長よりこれが設置について申入れをなしたところ、調査の範圍及び本委員會の性格等が論議され結局意見の一致を見ず、四月十日の本會議にこれが設置の件を追加上程し、反對意見もあつたが採決の結果多數を以つて本委員會の設置を可決、十一名の委員を選任したのである。

○四月十四日午後二時八分議長室で初の委員會を開會、委員長に横山委員副委員長に西田委員を選任して、本委員會運営について協議したが、委員會の調査範圍、調査の結果の取扱ひ方法、委員會の性格等につき意見が交され、大體の方向として近く行政整理の結果豫算の追加更正、道吏員定數條例或は部設置條例の改正條例等の提出が豫想せられるので、これらの審議資料として各種の資料を蒐集するの外、道行政機構の合理的能率的在り方を調査檢討することとし、資料として道内の中央出先機關の状況、道及び道の出先機構の事務分掌、現員と定員等の調書提出を當局に要求すること及び中央出先機關の整理統合、行政整理に對する中央の情勢等を調査するため西田副委員長を東京に派遣することを決定して午後五時五分散會し

た。

○五月六日午前十一時四十三分第二回の委員会を議長室で開會、西田委員より中央出先機關の整理統合、行政整理及び地方行政機構の改正等に關する中央の方針等について調査の結果について報告し、國の行政整理は六月一日より實施期に入ることは大體確實であり、從つて五月上旬中には結論的段階に入るものと豫想せられるので、更に適當の時機に上京委員を派遣して調査せしめられたい旨の希望を述べ、提出の報告書につき質疑應答の上更に資料の蒐集に關し自治法施行の當時及びその後における道吏員増加の經過についての調査並びに二十三年度より過去五ヶ年間の豫算定員の職務別調査の提出を當局に要求して午後二時四十分散會した。

○五月七、九日の兩日に亘り議長室で開議、横山委員長より行政整理に關する中央の方針を出納局長及び各部課長に傳え、道がこれに準ずる場合の措置及び方針等につき意見を求め、出納局長及び各部課長より現員欠員の狀況、事務分掌、事務の現況及び整理後における措置について夫々意見を聴取し、更に中央の情勢及び他府縣の狀況調査のため横山、西田正副委員長を東京都及び千葉縣へ派遣することを決定した。

○五月三十日午前十一時二十分道議會第一委員室で開會、西田副委員長より地方行政機構及び行政整理等に關する政府の方針、他府縣における行政整理の進行狀況等について調査結果の報告があつて、本委員會の今日までの調査經過について本議會に中間報告を行うこと及び附會中もなお本委員會の調査を繼續する旨を諮つてこれを決定、午後零時十八分閉會した。

▲外地同胞引揚對策特別委員會

○五月三十日午前十一時十分道議會第二委員室で開會、井川委員長より舞鶴における引揚船の準備狀況及び東京において引揚促進について厚生大臣及び關係當局並びにマニラ總司令部對日理事會等に陳情せる經過について報告あり、民生部長及び援護課長より援護對策についての説明を聴取し、井川委員長より引揚再開に際し舞鶴市及び函館市に委員を派遣することを諮つて

これを決定午後零時四十分閉會した。

◎常任委員會

▲總務委員會

○五月二十五日午前十一時十分道議會第五議員室で開會、總務部長より税制行政整理及び起債の問題が決定しないので、二十七日招集の第二回定例會には緊急差措き難い追加豫算等を提出したい旨の説明があり、庶務課長より財政に關する中央の狀況、道費豫算の見透し及び追加豫算調書についての説明があつて、後藤委員の種羊場の種羊の賣拂は個人を對照とするか、石川委員の馬の流行性腦炎豫防は強制檢診であるから手数料を徴しないのではないか、との質疑に對し、畜産課長より種羊は町村にある集團的飼育者にこれを賣拂い、馬の流腦豫防は強制檢診でも手数料を徴収する旨の答辯あつて休憩、午後一時十分再開庶務課長より生業資金六百三十二萬圓（民生部所管）の令達があつたので追加したい旨の希望があつて全委員これを了承、田中（信）委員より盲聾學校は現在の盲學校に併置してはどうかとの質疑に對し、總務部長より收容不可能なる旨と文部省の意向は別にせよという考え方なる旨の答辯があつて、田中（信）委員より北海道工業振興機械類購入貸付條例中第五條の機械類の貸付期間が短かすぎる點を指摘大島委員より農業改良事業條例中第二條第二號の改良普及員の經費はどうなるかとの質疑に對し、農業改良課長より法的に經費支出の面は明記されていない旨の答辯あり、稅務課長より彙に議決された議員提出高額料金興行特別獎勵條例についての中央における折衝經過について説明し、稅法案決定後地方財政委員會よりの回答をまつてこれを處理したい旨の報告があつて午後二時三十分閉會した。

▲經濟委員會

○四月二十一日午前十一時第五議員室において開會、農業改良課長より昭

和二十四年度における所管事業の實施計畫について説明あつて一端休憩、零時三十分再開、農務課長より國庫補助全額削除せられた甜菜事業に對しこれが對策に關し説明があつて、糸川委員よりアスバラガスの助成金について、時田委員より酸性土壤改良について、佐々木(美)委員より輸入赤クロバー種子の配給方法について夫々質疑應答があつて宮本委員より不良溫床用油紙について當局の失敗を追及した結果、時田委員長はこれが原因調査のため小委員會を設けることを諮りそのことに決した。

委員に宮本、吉野、荒、糸川、吉田(定)、後藤の六名を選任した。

次いでクロバー種子の既に配給済となつてゐる各地區協同組合の數量を市町村別に調査し、これに追加補助金を交付する必要があるから、これが調査を時田、兒玉、後藤の三委員に依頼することを決定した。農務課長より本年度の肥料配給状況について説明し、農藥配給切符の未引取分について農手によりこれが引取り完了促進について要望があつた。畜産課長より種畜牧場の整備統合について説明あつて、三澤委員より牝牛貸付について質疑があり、食糧課長より食糧供出成績及び幽靈人口整理並に今後の米食率等について説明あり、福田副知事(代理者)より北海道綜合供出割出について中央との折衝經過の報告があり、これに對する法的措置について研究し明二十五年度より實施したい旨の希望があつて午後五時閉會した。

▲經濟委員會小委員會

○五月十二日午前十一時副知事室において開會、溫床用不良油加工紙の原因及び對策について農務課長から概要次の通り述べた。

松脂油の化學的性質による問題で、その原因を簡単に説明することはできない、しかし目下工業試驗場において學術的研究をやらせている。この問題の解決は第一に技術的面より、第二に資金、第三に行政問題がその鍵である。技術面では會社側と試驗場側と研究なので、とりあえず白紙と油を入手してその全部を配付した。第二の資金面は返却した油紙の返納であつて、會社側は速かにその代金を返納することであり、第三の行政

面では農家の損失に對して直接的な損失と間接的な損失とがあつてこれに對する對策は知事と相談の上決定したい。次いで使用の油紙返却について北海道製紙會社代表から概要次の通り述べた。

油紙の返却については會社で引受け使用済のものについては相當の條件で考慮したい。會社は補修用として油十六屯を農林省の許可を得て目下輸送中であつて、會社は誠意を以つて責任を負う積りである。尚糊の不良は停電によるコロイド作用の中絶、材料が數回に分れて性質の異なるものが入荷したこと、水道の水が鹽素を含む時は化學作用に變化があつたことなどがその原因であると思う。又溫度検査は四十度乃至六十度十二時間検査を行つたもので、四月十三日から二十日頃までの製品の糊には不良質ができた。

更に農事試驗場代表者より昨年より數回に亘る實施検査は從來のものを一〇〇として本年度は一五〇の成績であつたので、使用法に誤りのない限り、決してハガレルようなことはないと思ふ、次回の委員會で更に本問題を協議することを申合せ午後二時閉會した。

○五月二十五日午前十時三十分第一委員室で、溫床紙糊不良による問題を主題として開會本問題に入るに先つて二十四年度道費追加豫算に就て先ず畜産課關係を審議し異議なく承認、美幌國營牧野、標津國營牧野一の國營廢止に伴い道が之を繼承し存続を希望する二つの請願を一括議題とした。

國營牧野は種畜牧場と異なり、地方農業者のための牧野であるので、試驗機關ではなく生産機關であり、農地法による開放も道經營となれば存続可能であるとの見透しから異議なく採擇した。國營、道營兩競馬の人馬を交流についての陳情は本道の馬産地たる特殊性と國營競馬回數が年四回となる競馬法の一部改正に伴う本道の地方競馬保護の目的から、本主旨に基く建議案を提出することに決した。食糧課長より二十四年度追加豫算の説明あり、全額國庫負擔であるので異論なく承認、農業改良課長より農業改良事業條例は農林省の指示に基き立案せる内容について審議異議なく承認、農務課關係の審議に入り何れも異議なく承認した。土地改良に關する協會の

代表者沼田町長外數名席上陳情を許したが、何れも土木委員會と關係があるので協議することとした。全道農業協同組合長會議の決議書について關係者の陳情あり、次で北海道紙加工會社社長の溫床紙の不良品は返品を受納するの言明を了承、中村經濟部長より本年の寒冷より北方一帯の麥類は蒔付が後れたため、他の雜穀に變更の許可指令を出したことについて了解を求め、又本年の主食糧の配給は七千八百四十八屯の不足が生じたので八口間の棚上げとなるが、その原因は幽靈人口及不正配給及誤配等に因るものである旨を説明した。次で溫床紙問題について本省との交渉経過を述べ不良紙對策として緊急に白紙及油釘等の放出状況を説明し、今後の對策として技術方面は農業試驗場に、政策に就ては農業生産資材對策委員會に調査を願ひ其の責任の所在を明確にして後處置する旨を答えた。尙岩見澤氣象研究所存続の陳情については調査を保留し、午後三時三十分閉會した。

▲水産常任委員會

○五月二十七日午前十一時十分水産部長室で開會、第二回定例會に提出する追加豫算の審議を行つた。何れもトンネル豫算であるので異議なく承認旭委員より公認出荷機關が不正報告を爲して脱法的に燃料油等の資材配給を受ける者があるようだから當局の取締を嚴重にする様意見の開陳あり、次で常呂村より鮭鱒捕獲事業委託希望についての請願を審議し、本問題は鮭鱒孵化計劃と關係あり調査留保した。北海道水産冷凍協會よりの冷凍鮮魚價格一本建に對する反對陳情を審議の結果原價計算上鮮凍二本建價格存続は理由あるものとして採擇した。次で渡邊委員長より漁業法改正及内地船入會反對についての上京運動顛末を報告した。水産試驗場の國營の移管について水産試驗場長の説明を求め、在京中知事が農林省へ回答の主旨との喰い異いについて討議した。本問題について委員會として知事の回答文の眞意を確認することとして午後三時四十五分閉會した。

○五月二十八日午後一時水産部長室で開會、鮭鱒孵化事業に關する孵化場長の説明があつた。計劃の内容は五カ年で四億八千萬粒の放流を國の補助

によつて道費と沿岸鮭鱒建網漁業者及び河川住民並に市町村等を包含する川系による團體に漸進的に捕獲及び孵化事業を委譲する案である。又密漁取締に民間團體の協力鹽藏の仕事は出来るだけ地方關係住民に委任する方針等について長時間に詳細な説明があつた。之に對して各委員より活潑なる質疑と意見の開陳があつた。結論として本計劃の主旨には異論がないが問題の重要性から小委員會を設けて更に研究することになつた。

本年春鯉及び鮭の統制業務に關して水産調整課長より説明あり、中間價格の設定によつて集荷配給共に良好の成績を収めたこと及び道内魚粕配給品の格落ちについて説明があつた。六月六日より天賣、燒尻、利尻、禮文諸島の未開發漁田視察日程を決定して午後三時三十分閉會した。

尙小委員會は五月三十日開かれ、石崎委員主査として試験場問題孵化事業問題を討議し、次で内地船入漁問題について農林省水産廳の内示案に絶對反對することに意見が一致した。相内前水産委員長死去について石崎委員が代表して參列する事にして閉會。

▲土木委員會

○五月十六日午前十一時十五分第一委員會室において開會、港灣課長より昭和二十四年度漁港修築工事補助額及び道地元負擔額、道費港灣工事並に農林省補助工事實施に伴う定員の設置等について説明あつて一旦休憩、午後一時四十五分再開、土地改良事業促進委員會事務局長より土地改良事業促進に關する陳情を聴取し請願の審査に入つて請願土木第一號富良野八幡丘開拓地に水道施設工事施行の件外二八件の採否保留等を決して午後四時三十分閉會した。

○五月十七日午前十四時四十分第一委員會室において開會、請願の審査に入り請願土木第三十號軌道新設の件外二十二件の採擇の可否を決定し、室蘭市長厚眞、壯臂、喜茂別の各村長より道路改修工事及び村道の昇格等についての陳情を聴取して休憩、午後一時五十分再開、道路課長より昭和二十四年度道路橋梁費豫算の追加要求について、河川課長より昭和二十四年度河川

關係豫算の追加要求について、計畫課長代理黒田主事より昭和二十四年度生産都市再建整備、連絡街路整備、特殊地下土木施設整備、戦災復興街路、都市水利施設整備、上下水道、公共空地整備、公衆便所設置、火葬場施設復舊、公共施設の各事業豫算内容について夫々説明を聴取、河川課長より治水期成連合同盟会の性格について説明し、従来參與として参加していた土木委員を今後評議員として實際面に活躍せられたいとの要望があつて委員会としてこれを諒承し、宮津副委員長より四月二十二、三の兩日東京において開催せられた第二回全國道路利用者會議に出席した状況報告があつて北海道運送協會總務部長より北海道利用會議規約私案について説明あり、委員會として本會の設立を諒承その立案に當つては委員長、運送協會、道路課の三者に一任することを決して午後四時五十九分閉會した。

○五月二十九日午前九時五十五分第三委員室で開會、水害對策について協議河川課長より河川、港灣、道路を含め國、道、市町村の災害一四六箇所分は應急復舊工事として特急査定を受け施工したい旨を述べたところ、道路課長より東京の土木部長の連絡によれば政府では豫備金がなく支出の見込がない、よつて道費において立替拂でもして善處せられたいと云うのであつて、立替拂をなしても裏付がないのでは道の單獨負擔となる虞がある旨を述べた。宮津副委員長はこれが對策のため委員會より急據委員を上京せしめ強力に中央に折衝する必要なきかと詰つたところ委員を上京せしめることに意見が一致し宮津、朝日、渡邊(秀)の三委員を上京せしめることに決した。次いで上川支廳管内の土木事業調査の委員派遣を決定して午前十四時四十分閉會した。

▲開拓及び農地委員開拓狀況調査

平田委員長、本多(吉)、小川、佐藤、糸川、田中(三)の各委員は五月十八日より二十六日まで九日間網走、釧路、十勝支廳管内の開拓及び集團離農狀況の調査をなした。

五月十八日！紋別町北榮部落 十九日！紋別町新生開拓地 二十日！中佐呂間浪速部落同製穀場開拓診療所 二十一日！小清水村ヤレベツ拓殖地 二十二日！斜里郡豊里部落 二十三日！釧路國支廳において入殖開

拓狀況聴取、トベツ川、標茶熊牛地區、磯分内製糖工場、標茶上多和開拓地、二十四日！幕別町開拓地 二十五日！幕別町駒島部落

◎各種會合

▲全國都道府縣議會議長會議

○五月十七日から第二十八回都道府縣議會議長會議が愛媛縣會議事堂に開催されたが第一日は幹事會を開き座長に坂東北海道議長を推薦し常任幹事から會務經過並びに會計報告があり次いで幹事會提出議案の審議をした後本會議における議事運営につき具體的検討を終え散會した。

○五月十八日の本會議においては立川愛媛縣議長を本會議の議長に決定、愛媛縣知事の挨拶、四國軍政府長官代理、愛媛軍政部長、松山市長、内閣總理大臣の祝辭、常任幹事會務及び會計報告を経て全議案六十一件を上程論議の中心となつた都道府縣議會議館(假稱)の設立については特別委員會を設けこれに付託その他の議案は法制、財政、自治振興、事業、其の他の五部門委員會に夫々付託となり午後は各委員會を開催熟議散會した。

○五月十九日は冒頭に地方議會を代表する地方自治廳地方自治委員會議員の選衡に入り同委員に石原東京都議長を推薦に決定した後第八軍法政課ボーター氏の講演あり次いで前日付託議案に對する審査の經過及び結果につき各委員長から報告夫々その報告通り決定し更に日本經濟安定九原則の實行と自治制度研究のため議會代表の渡米の決議案を上程可決した後幹事二十名の互選を終え次回の開催地を北海道(函作の場合)は東京都に決定せられ續いて緊急動議により會則中副會長を四名に變更直に正副會長の選任を行つたが會長には東京都議長、副會長には神奈川縣、大阪府、北海道の各議長が決定(一名未定)し前回開催地廣島縣の議長から謝辭があつて閉會となつた。

(祝辭要旨)

四國軍政府長官代理キャンベル法務部長

議長並びに會員の皆さん、今日この會議に臨席することは私の光榮とするところであります。残念ですが軍政府長官ビッグ大佐は公務のため出席することができませんでした。この會議につきましては私はその準備期から關心を持つていました。會議の豫算についても不要と思われる經費を削減し切詰めて再編成されたことは今の日本の耐乏生活經濟と照し合し他に範を示したのと言えましよう、しかし私は豫算以上に議案そのものにも多大の關心を持つています。議案中には私の賛成できないものもあります恐らく皆さんの中にも私と同意見の人があると思います。その人たちは意見を率直強力に發表し問題がどう解決されたということにより、あらゆる角度から公平に討議されたかということが大切であります。私はこの會が將來す／＼發展することを希望します。會が二十八年の歴史を持ち過去の活動を回顧するならば私と同意見を持つてしよう。また地方自治の發展とこれに對する侵害から守る團體とならねばなりません、そしてそれは總ての地方自治團體に對して私はその様になることを衷心から希望して止みません。

(決議)

日本經濟安定九原則の實行について

理由

先に聯合軍當局から指示された日本政府經濟安定九原則は日本再建に不可缺且つ急速なる實施を要するものであつてこれの自主的實施に依つてのみ日本の再建は期し得られるものである因つて都道府縣議會議長會は九原則に基く施策に對しては全面的に協力し強力且つ忠實なる實行を期する右決議する

米國の自治制度研究の爲都道府縣議會代表の渡米方について
理由

現在講和會議前なるも聯合軍當局の特別の好意に依り日本の貿易學界其の他關係團體の代表者の渡米が認められ日本再建に多大の役割を果しつ

つあることは感謝にたえない處である此の際都道府縣議會代表が米國の民主政治と自治制度研究見學のため渡米が認められるよう聯合軍當局へ懇請する。

右決議する

(採擇議案)

- 一 警察制度と警察費の國庫負擔について
- 一 地方自治法中改正について
- 一 地方公共團體に關係ある法律の改廢手續について
- 一 衆議院議員選舉法第六十七條第五項の削除について
- 一 土地改良法(假稱)の急速制定について
- 一 公團法廢止について
- 一 主食超過供出報獎金に對する課稅免除について
- 一 堆肥舍の建築について
- 一 府縣吏員の定數について
- 一 警察用縣有財産の國への無償讓渡と國有財産法及び舊軍用建物財産の貸付及び讓渡の特例等に關する法律改正について
- 一 地方財政の根本的確立について
- 一 災害復舊特別方策の確立と災害恒久對策樹立について
- 一 地方起債の限界擴大と起債條件の緩和について
- 一 戦災復舊費並に區制整理事業に對し高率國庫補助について
- 一 雪害地方における公共事業費の増額について
- 一 地方團體中央金庫設置について
- 一 地方公共團體に對する融資方策について
- 一 土地改良事業の急速實施と農地改革に伴う費用の國庫補助金適正配付について
- 一 農業保險制度の擴大強化について
- 一 罹災救助基金法改正と全額國庫負擔について
- 一 國民健康保險直營病院補助額増額について

- 一 義務教育費全額國庫負擔について
- 一 教員再教育費等に國庫補助増額について
- 一 震災學校復舊費全額國庫負擔について
- 一 國有林の地方委譲について
- 一 國有舊軍用土地建物を地方自治體に無償拂下方について
- 一 螢光誘蛾燈設置につき國庫補助金の交付方について
- 一 中小企業に對する融資金額の枠を擴大し融資方法につき地方廳の活用方について
- 一 國稅審査委員會設置要望について
- 一 中小企業金融對策擴大強化と信用保證協會について
- 一 林業資金の金融について
- 一 主食の集荷に關する經費の國庫負擔について
- 一 教職員勤務手當改善方について
- 一 國庫支出金交付方について
- 一 國庫補助地方職員の行政整理に伴う退職金は國庫の補助率に應じ國庫において負擔方について
- 一 中央出先機關廢止斷行方について
- 一 都道府縣議會議長會規則改正について
- 一 都道府縣議會議員及び同事務局職員に對する表彰内規改正について
- 一 農業技術の普及徹底に關する措置について
- 一 勞働行政の一元化と權限の地方委譲について
- 一 厚生年金保險積立金の融資に依る勞働者住宅建設について
- 一 治山治水事業について
- 一 經濟安定公共事業特に土木費に付て高率の國庫助成と併せて其の起債額を全額承認並に設計監督費の國庫補助減率反對を中央へ要望についで
- 一 都道府縣營競馬經營繼續實施について
- 一 海外同胞引揚促進並に有緣故者に對する住宅對策樹立について

- 一 衣料の適正配給及び寒冷雪害地に對する生活援護について
- 一 繭價の維持について
- 一 失業對策について
- 一 議長會の決議事項實現促進方について
- 一 放送地方自治講座開設について
- 一 密漁船取締強化について
- 一 勞務者資金運拂對策について
- 一 都道府縣議會々館の設立について
- 一 絹織物消費稅撤廢について

▲第一回北海道綜合開發審議會

昭和二十四年五月四日午後二時二十五分開會（內閣總理大臣官邸）

- 一 內閣總理大臣挨拶（増田官房長官代理）
- 一 國內に包藏する未開發の資源の開發、過剩人口の處理、貿易の再開により一日も速かにねむれる資源を開發したいので、委員諸氏の努力を望む。（各委員自己紹介）
- 一 板谷會長挨拶
- 一 日本再建のために北海道の開發が必要となつたので中央に審議會を設置したものと思うから委員各位もこの意味に於て審議していただきたい。（北海道開拓初年の經過を説明し、）敗戦の日本が滿洲、台灣を失つた今日大局的にみて審議を進めたい。
- 一 田中委員（知事）
- 一 増田官房長官が北海道在任中に計畫推進せられた北海道綜合開發は昭和二十三年九月に結論を得た次第である。
- 一 綜合的に實行するには國土計畫が樹立されていらないので無理がある日本の一部の北海道を開發してゆくという考え方であるが、道民の生活を改善してゆかねばおくれると思つてゐる。
- 一 小川原委員、佐々木委員

大きな構想でもつて取纏め法文化するようにしたい。

一 篠田委員

審議會の豫算を計上し必ず實行するようにせられたい。

一 板谷會長

北海道開發法の私案もあるが是非法文化しなければならない。

一 増田官房長官

内務省解體前は總務課に豫算要求していたが現在は各省が大藏大臣に要求し査定されているが出來得る限りの豫算措置をしたいと考えている。公約の棚上げではない、法文化した行政廳が必要といわれたが政府としても考えてみる。

一 坂東委員

北海道開發廳及び地方開發審議會を閣議決定しながら法文化できなかったのはその筋の反對のためではなかつたのか。

一 増田官房長官

審議會より答申があつたら必ずその實行を期する。

委員の旅費及び調査費はなんとか工面する、然し道においても考えていただきたい。

一 山川委員

國土五カ年計畫の中より北海道に關する計畫を抽出して資料として提出してほしい。

一 増田官房長官

安本長官に依頼して資料として提出する。

一 石川委員

日本としてなすべきことをやつてから移民の問題（濠洲は反對）を要請すべきであつて、その意味において北海道を一日も早く開發すべきである。

一 佐々木委員

委員會の性格を審議したい。

一 板谷會長

世話人（又は理事）を五人位にしてそれに國會議員の方におねがいして豫算法文化の點をとりあげてもらふことにしたい。

一 佐々木委員

世話人は七人位にして民間代表者をいれてほしい。事務局を何處に置くか。

一 増田官房長官

總理廳の中に一室を提供する。

一 板谷會長

常任委員は鹿内、佐々木、篠田、瀬尾、上原、永田、田中、小川原以上八人の方をお願いしたい。

増田官房長官は當分の間一週に一回開催したい意向であるが如何するか北海道選出の委員は道の開發委員會委員に委嘱したらどうか。

一 増田官房長官

道の開發委員會は解散したのか。

一 田中知事

存続しているが一應答申せられたので任務は終了しているので委員會を縮小して専門的なものにしてやりたいと思つて考慮中である。

一 上原委員

案が出來ているが實行が難かしい、開發行政が第一でこれを實行するのは誰がやるのか問題である。

一 板谷會長

北海道が他府縣並みに取扱われたから開發がおくれたので昔のように開拓使長官をおくとか強力な形でやりたい。

次回は五月六日午前九時三十分總理大臣官邸で開催する。

閉會午後四時二十分

▲第二回北海道綜合開發審議會

昭和二十四年五月六日午前十時開會、總理大臣官邸

一 板谷會長

審議會の運用について各委員の御意見をうけたまわりたい。

一 林委員

常任委員會の運営をどうするか。

一 板谷會長

別に定める必要がないと思う。

一 永野委員

十年後に完成するのでは駄目だ財政の面とにらみ合せてやらなければ實行がない。

一 田中知事

地方開發審議會、資源開發委員會等のすべての機構を最大限に活かしてやるようにしたい。

一 齋藤委員

五カ年計畫の中より實行可能の部面よりとりあげていつたらよいと思う

一 篠田委員

民自黨の審議會設置の目的は日本再建のための資源開發であるから經濟的部面は解決すると思う。

一 吉野委員

政府が責任をもつてやるかどうかが一番重要であるから政府の意向を確めたい。

北海道が自給自足の立前でやるのであれば不賛成である。

一 板谷會長

政府の態度はすでに表明せられている。

一 鹿内委員

資金調達については保險會社等の民間企業資金（利子は政府負擔）を用し又地元の資金を活用する。

一 佐々木委員

特別會計を設けて財源措置をしてやるのが先決問題でその上で審議會を

進めたい。

一 坂東委員

北海道綜合開發委員會に於て第一次及び第二次計畫を樹立したのであるが戦時中南方に集中され北海道の開發は忘れられた恰好であつたが敗戦後の今日外地引揚者の收容をしなければならなくなり現在の施設では到底不可能の状態にある厚生省の調査では日本の人口を八千萬と押えて北海道には八百萬人收容しなければならぬということと十カ年で七百萬人を收容するという案で樹立したので集中計畫であるがこの案を再検討していただき實施の部面については人口に對して生活可能の計畫を考えたい。

一 佐々木委員

この案を最善のものとして承認して實行に移したらどうか。

一 篠田委員

この案に地方民の要望をいれ修正の上實施するよう承認する。

一 小川原委員

立法の方法により經費部面はおのずから解決すると思うから研究していただきたい。

一 佐々木委員

今年度の計畫の中においても綜合計畫の部分をとりにいれてゆける。

一 篠田委員

審議會から要望して國會内に北海道綜合開發特別委員會を設け連繫してやつていつたら効果があると思う。

一 上原委員

事務局には相當な人物がほしい。

一 田中委員

常任委員會に於て大體の案をまとめた。

（休憩十一時三十分再開正午）

一 板谷會長

別紙審議會決定事項を提案
全委員承認

一 大藏大臣

北海道の開発は、二年間在住した経験もあるので早急にしなければなら
ないことは痛感している。

ドツヂ公使も賛成している。

現在の豫算では豫備費もないので不可能だから將來に於て補正豫算が提
出される場合北海道開發費豫算というものを考えてみる。

一 板谷會長

事務局職員は各省より配置してもらうこととし當分の間局長の報酬は道
において考えていただきたい。

次回は事務局を強化整備し基本方針に従い案を決定し二、三日引つづい
て開會する。

閉會零時三十分

第二回審議會決定事項

(二四、五、六
北海道綜合開發審議會)

一 事務所を總理廳内に置くこと

二 強力なる事務局を設置すること

三 審議會經費を立てること

四 北海道開發法制定

五 本年度計畫推進に對する方針

六 開發計畫の審査基準

(一) 國家の自給計畫に對する計畫

(二) 人口收容を基礎とした計畫

(三) 北海道綜合開發調查委員會の計畫書を基礎材料とすること

(1) 工業に對しては資源、國內需要を勘案した基礎工業を検討するこ
と

(2) 道内の地方事情と地方の要望とを考慮すること

(3) 道路、港灣、河川等其の他の基本施設に對する豫算を立てること

即ち國家的施設

(4) 開發に伴う産業資金の流通の確立

北海道綜合開發審議會委員名簿 (昭和二十四、四、二二
臨時閣議決定)

國會議員 (十一名)

參議院

會長

(民自) 板谷順助

(民自) 釜木安孝

(民自) 松野喜内

(民自) 福田篤泰

(民自) 伊藤郷一

(民自) 富永格五郎

(民自) 小川原政信

(民自) 篠田弘作

(民自) 佐々木秀世

(民主連) 永井要造

(民自) 田中元

學識經驗者 (十五名)

日銀副總裁

川北禎一

北大總長

伊藤誠哉

北大名譽教授

上原轍三郎

三井礦山社長

山川良一

北海道議會議長

坂東秀太郎

國策バルブ專務取締役

水野成夫

北海道知事

田中敏文

元土木技師

齋藤靜修

元林務技師

林常夫

元拓銀頭取

永田昌綽

大阪工業會長

吉野孝一

雜 錄

北海道興農公社 瀬尾 俊三
日 經 連 會 長 石川 一郎
日 本 電 氣 工 業 鹿 内 信 隆
日 鐵 副 社 長 永 野 重 雄

▲溫冷床用加工紙問題

溫冷床は本道稲作に無くてはならぬ重要施設であるが本年度道内に配給された油加工紙は不良票質であつたため、農家の蒙つた被害は物資勞力其他有形無形に相當大であり、作柄に及ぼした影響も亦少ないものが豫想せられるとして激しい非難とその責任追求の聲が次第に高まり五月末の議會開會前既に各方面より代表者が出札して夫々關係方面に陳情請願がなされたのであるが、一方道に於ても直ちに農業生産資材對策委員會を動員して調査打合會を開催すると共に、實地調査に乗り出すこととなり關係町村、農業協同組合等においても夫々その立場立場に於て調査が進められることとなつて、今後に於ける成行が注目されるに至つた。道に於ける配給經過及び措置の概要は次の通りである。

一 油加工紙及び糊の製造、配給經過

(一) 昨年六月道廳は支廳及び舊農業會關係者と協議の上溫床障子用として白紙と塗布油とを別々に配給する様農林省に要請する事とし、七月町村農業會代表者と共に上京して折衝したが、本省では油脂不足のため所要量の油の配給は不可能につき約四分の一程度の油で間に合う油加工紙を北海加工紙會社をして製造配給せしむる方針であるから、この本省の方針に道も協力する様要請せられた、依て道廳は八月農業會關係者の外、農業試驗場、農民同盟、農業復興會議各關係者と打合せた結果、北海加工紙會社を技術並に製造能力上最も適當と認めたので本省の方針通り本道の必要の全量を同社に製造せしむることとしその

旨本省と打合せた結果昨年十二月二十五日本省から同社を指定せる旨通牒があつた。

(二) 會社は爾後油脂其の他加工原料、電力、金融等の困難を排して加工紙の製造を進め、十二月道廳初め農試、指導連その他消費側代表に製品見本を提出したが、それは満足すべき品として認定を得たので必要量三、七四五六〇〇枚餘を製造し、適期迄に北購連がこれを配給した。

(三) 糊は昨年油加工紙製造の方針を本省で決定した際に、加工紙製作者がこれを責任を以て紙と共に製造配給する様本省から會社に對し(七月二十九日付)揭示があつた。依つて會社は昨年夏以來その製作に着手し、製品につき試験機關の使用試験を繰返して改良の結果漸く本年三月適格品を得たのでそれを加工紙と共に北購連から配給した。

二 事故の概況と措置

(一) 稲作地帯では配給の油加工紙を使用して四月下旬から溫床の設置を始めたがたまたま空知北部方面の町村で四月二十六日に氣溫が相當騰つたため、糊が軟化して設置した溫床障子の油加工紙が剝離して使用出来ないとの事故が発生した。二十八日この旨道廳に報告があつたので翌二十九日道廳、農試その他關係機關が調査したが糊の主原料である松脂の融點に欠點があるのではないかと推定されたが、原因の確認が出来なかつた。引續き上川、空知、石狩の稲作地帯から略々同様の事故發生の報告があり特に上川中央部、留萌方面は五月六、七日の暴風雨のため更に被害が擴大した。

(二) 依つて道廳は對策として取敢えず育苗家の支障を食い止めるために緊急措置を講じた。

- (1) 五月二日關係支廳の農事技師を道廳に招集して實情を聞き次の對策を決定して直ちに手配した
- (2) 事故發生地帯に對し補修資材として次のものを緊急に配給すること

加工紙代替用として
〔白〕塗布油紙 八一九、〇〇〇枚
九〇〇トン

紙を障子に押えるため 釘

四、五八〇疋

右の資材は五月五日迄に各農家へ配給を了えた。

(三) 五月十、十一兩日に亘り道廳、農試、各農民團體間で對策會議を開き育苗の技術、金融問題その他被害に對する措置について協議した。

(四) その結果溫床育苗の支障を補うため「紙被覆陸苗代」を奨励することとし直に新聞、ラジオ、書面を以て農家に傳えた。

(五) 事故によつて農家が使用せぬ加工紙を製造會社に返品する場合會社が返金に時日を要する惧れがある。配給機關である北購連はこのために一般資金の操作に重大な影響を蒙るのでその對策を如何にするかにつき特に金融機關方面の了解と援助を要請することとなつた。

(六) 五月十日から五日間主な被害地に道廳は農務課員を派して實情を調査せしめた、結果を總括すると過半は糊が不良のため加工紙が別離している、その原因は糊の品質が不同で不良のものがあること、農家の使用法が必ずしも指導通りには行われていないこと等が考えられる。尙加工紙にも品質の弱いものが混じて居り又一部では保溫の効果が十分でないものもあつた、然し一部にはよく貼着して支障のないものもあり農試本場の分は現在も支障なく目的を達している。

(七) 五月十二日 道議會經濟委員會の溫床部會を開き一部委員の外道廳各農業團體、會社も参加し對策について協議した。農家から返品となる加工紙と糊は無條件で會社に引取らせることに決定した。

(八) 五月十四日 今回の事故につき知事から遺憾の意を表する聲明を新聞に發表した。

(九) 五月十八日 道食糧増産推進本部打合において、原因探究のため調査を行うことを決定したこの決定に基き二十三日道廳で第一回調査委員會を開き工試、農試を中心に糊の品質の検討を行い溫床委員、道廳農村、團體に於て實情調査を行うことを決定した。

(十) 以上の通り目下夫々對策を實施中であるが前項の調査の結果によつ

て更に對策を進める豫定である。

尙今回の事故に基き稲作の影響は加工紙破損程度の大なる地帯ではこのため二―五日程度育苗が遅れたものもあるが引續き氣候が順調であり今後の天候に格別の支障がない場合は大した減収に到らぬものと推定される。

配給資材の數量と金額

一、油加工紙	四、四四五、六三四枚	一、一六、五〇八、三八七、五四(糊付)
二、白紙	一七八、〇〇〇枚	二、三六五、六二〇〇〇
三、塗布油	五一〇	一、一二三、〇三一・二二
四、障子	一二九、七四六枚	一三、七五三、〇七六・〇〇
計		二三、七五〇、一一四・七六
緊急配給分		
一、白紙	八一九、〇〇〇枚	一、一八一、三五八・〇〇
二、塗布油	九〇〇	八、八三一、七八八・〇〇
三、釘	四、五八〇疋	八、二二〇、七七一・〇〇
計		一九、二四三、九三七・〇〇
合 計		一五二、九九四、〇五・一七六

五月三十日本會議に於ける質疑の概要

上井千海議員

溫床育苗代は冷害防止と増収上有効適切であるから今年も道廳の奨励によつて畫一的に配給油加工紙を使用したものが總面積の五割八分を占めてゐる、然るに北海加工紙會社で作製した加工紙と糊は全く粗悪品でこれを使用した農家は一大混亂を來した不良加工紙の損失總額は一億有餘萬圓に昇ると推定され急場をしのぐため使用した代替閣紙價格被害の損失も又莫大であるが加えて播種遅延に因て七萬石直播切換で一萬石水稻代に切換えて千石健苗育成が出来ず一萬八千石の減収が豫想されてゐる。農民は油と紙を別々に配給する様要望したがいれられず當局は農林省が油がないと言ふ理由で今日に至つた過日中央に於て河口代議士の緊急質問に對して油加

工紙を配給した事は北海道廳の責任なりと答辯してゐることは、その責任は農林省にありや道廳にありやまた知事は一片の聲明書を出して何んとか工夫して増産せよと言うだけで不誠意極まるものである。

一枚の聲明書で減収を取り戻せるならばこれも非常によからうがこうした事で農民は決して納得するものではない、農民を愚弄するも甚しい。増産にいそしむ農民には洵に濟まない、知事は責任の所在を如何に考へてゐるかお聞きしたい、更に責任をとるなれば具體的方法及び損害を賠償する意志ありやなきやをお伺い致したい。尙被害調査を行い事前割當の修正を中央に訴へる意志ありや否やお伺い致したい。

次にこの問題の起きた當時の當局の措置は甚だ妥當とは言えない長時日等閑に附したる責任は決して許すことが出来ない……中略……知事は農業に對し余りにも事情に暗く今後如何なる方法で農業政策を樹てんとするかその所信を承れば幸である。

知事

溫冷床の問題については食糧増産推進本部、溫冷床對策委員等を含めて共同委員會を以て被害の調査明年の對策について種々調査を進めて居る現狀である。そこで責任問題であるがこれははつきりさせる必要がある。調査の結果を見てはつきりと責任を明確に道民に示す必要があると考へて居る。先程の話では河口代議士がこれは道の責任であるというお話であるが自分は唯今始めて聞く話である。自分はそうは考へて居ないけれども行政上の責任を痛感して居る從つて明確にされた責任のもとで賠償問題であるとか其他の問題が明確にされて行くであろうことを信じて居る。細かいことは關係參與員から説明させる云々。

三澤正男議員

本豫算に水稻溫床前代設置費補助一億二十九萬圓として計上されてゐる目下道政上の大問題化してゐる溫床障子紙の問題であります、本問題は目下調査中であるが本問題が實に慎重な周到な計畫のもとに然かも極めて民主的に道のあらゆる農業關係機關が總力をあけて研究されたのに不幸に

も極めて拙い結果を見たことは、實に遺憾極まるのであるが法律上の責任實施上の農作物、農民の被害、經濟上の損耗等は調査中であるので論及しないが、行政上の措置の上に遺憾があつたとすれば如何なる點が明らかにせられたのであります。

本問題はひとり農村に於ける重大問題たるのみならず本道食糧の實態と現況から考へ實に道民全體の關心事だと思ひますので調査完了の結果により知事の道政上災害對策的措置をもつて解決せられ度いと思うが御所見を承り度いのであります。

知事

……次に溫冷床障子の御質問に對し、責任所在の問題については前五十一番議員にもお答した通り農林省との關係も明確にしたい關係もあり、目下調査中の事項でもあるので左様御了承願ひたい。あくまでも早くはつきりさせて行きたいと考へて居るが如何様になるかと言うことについては暫時猶猶豫を願ひたい。

とりあえず溫冷床の施設等については現在農民の努力と尙また我々のとつた種々なる措置によつて活かされて居るのであるが今後は調査の結果に基いて責任の處在を明かにし損害の實情を見た上でどうするかをきめたいと考へて居る。

五月三十一日本會議、

立原議員 賠償の點に關し重ねて質問す

知事

溫冷床の問題については昨日答辯したが行政上の責任のあることは、はつきり申上げた。この事件は政府、北海道其他各種機關生産者或は製品の供給者等と多くの關係を持つて居るからこれらの間に責任の所在をはつきりさせ其上で賠償問題について検討して措置したいと考へて居る譯で唯今は種々調査續行中であるので其程度で御了承願ひたい。

▲議員の動靜

出張期間	川務	氏名
五月九日	栗山町昇格記念式に参列のため (栗山町)	議員 齋藤 正志
五月九日より 十一日間	給與状況調査のため(東京都)	議員 山内 廣
五月十一日より 三日間	分村調査のため(上士別村)	議員 齋藤 正志
五月十一日より 十六日間	貿易博覽會施設調査及び全國議長 會議に出席のため(東京都、横浜市 及び松山市)	副議長 鈴木 源重
五月十二日より 十四日間	行政機構調査特別委員會用務のた め(東京都及び千葉市)	議員 西田 信一
五月十二日より 十一日間	行政機構調査特別委員會用務のた め(東京都及び千葉市)	議員 横山 準治
五月十八日より 八日間	開拓地集團離農調査のため(網走・ 釧路支廳管内及び釧路市)	議員 平田 助市
五月十八日より 九日間	開拓地集團離農調査のため (網走・釧路支廳管内及び釧路市)	議員 小田 多吉 議員 川中 三章 議員 川治 夫雄
五月二十日より 三日間	古平町大火實情調査のため (古平町)	議員 齋藤 吉次郎 議員 藤吉 吉
五月二十九日よ 五日間	温床資材対策のため(岩見澤・旭 川兩市及び空知・上川支廳管内)	議員 後藤 哲夫 議員 三男 八
五月三十日より 三日間	温床資材対策のため (空知支廳管内)	議員 宮本 仙松

▲本道出先機關

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き第五國會の承認可決した
本道出先機關(昭和二四・五・二五現在)

○作物報告事務所

名 稱 位 置
函館作物報告事務所 函館市

札幌作物報告事務所 札幌市

帯廣作物報告事務所 帯廣市

北見作物報告事務所 北見市

管 轄 區 域

室蘭市 苫小牧市 函館市 小樽市
 龜田郡 上磯郡 茅部郡 松前郡
 山越郡 檜山郡 爾志郡 久遠郡
 奥尻郡 太櫓郡 瀬棚郡 忍路郡
 余市郡 古平郡 美濃郡 積丹郡
 古宇郡 岩内郡 虻田郡 磯谷郡
 歌棄郡 壽都郡 島牧郡 幌別郡
 有珠郡 勇拂郡(膽振支廳管内)
 白老郡
 札幌市 旭川市 夕張市 岩見澤市
 留萌市 札幌郡 石狩郡 厚田郡
 濱益郡 千歳郡 空知郡 夕張郡
 樺戸郡 雨龍郡 上川郡(石狩國)
 留萌郡 勇拂郡(上川支廳管内)
 上川郡(天鹽國) 中川郡(天鹽國)
 増毛郡 苫前郡 天鹽郡
 釧路市 帯廣市 上川郡(十勝國)
 河西郡 河東郡 中川郡(十勝國)
 十勝郡 廣尾郡 釧路郡 白糠郡
 足寄郡 阿寒郡 川上郡 厚岸郡
 浦河郡 沙流郡 靜内郡 新冠郡
 三石郡 様似郡 幌泉郡
 北見市 網走市 網走郡 斜里郡
 常呂郡 紋別郡 宗谷郡(稚内市)
 枝幸郡 利尻郡 禮文郡 根室郡
 花咲郡 野付郡 標津郡 目梨郡

理 由

北海道作物報告事務所は、昭和二十二年産米及び計諸の收穫高調査から
活動を開始し今日に及んでいるのであるが、北海道は他府縣に比しその作
付面積が著しく廣大であるため、今同右調査の正確迅速をより一層期する

ため調査組織を再編成し數支廳單位に一箇所の作物報告事務所を設置する必要があるからである。

○通商事務所

名稱

位置

小樽通商事務所
函館通商事務所

小樽市
函館市

理由

通商事務所を設置して港灣における通商業務の円滑な處置を圖る必要があるからである。

▲來 往

新潟縣議會總務常任委員會西川彌平治委員長外六名は五月十四日函館着次の通り道内各地の視察を終え十九日退道した。

小樽 市勢概要聴取、小樽港

札幌 北大、帝範工場、ビール會社工場、酪聯

苫小牧 王子製紙工場

白老 アイヌ部落

登別 温泉地帯

函館 市勢概要聴取、製罐工場、日魯漁業、ライオン油脂、五陵郭城址

三重縣議會土木常任委員會天泰元太郎委員長外六名は、五月三日函館着次の通り道内各地の視察を終え十日退道した。

札幌 北海道廳、植物園、北大、酪聯

釧路管内 道路橋梁其の他一般土木狀況、阿寒國立公園

網走管内 道路橋梁其の他一般土木狀況

空知管内 幌別炭礦及び管内道路橋梁其の他一般土木狀況

資 料

▲地方自治體の條例について

本稿は地方自治體において條例取扱上極めて重要な論說であつて、特に

過般開催された全國都道府縣議會議長會に際し第八軍法政課ボーター氏から全議員の通讀を希望されたので茲に掲載することとした。

地方自治體の條例について

東京高等裁判所 判事 猪俣 幸一

(一) はしがき

明治政府は明治四年に廢藩置縣とゆう大事業を斷行した。そして日本國中の隅々にいたるまで政府の支配を及ぼすことのできる中央政府を作り上げたのである。この中央政府は今迄の各藩の割據を打破するために地方行政を中央政府の任命した官吏である地方長官によつて運営したのであつた。即ち地方行政は中央集權と官僚政治とゆう二つの主義によつて運営されたのであつた。この中央政府の作つた明治憲法が中央集權主義を採用したことは當然のことであると言えよう。明治二十一年には市制、町村制が、明治二十三年には府縣制、郡制がいずれもプロシヤの制度を模範として作られ、不完全ながら地方自治の形態を具えるに至つたが、昭和六年の滿洲事變を契機として、日本は漸次戰時體制に移行し、それと共に軍部並びに官僚の權力が強大となるにつれ、地方自治制度は次第に無視された。そして昭和十八年太平洋戰爭がはげしくなつたとき、明治政府の作つた地方自治制度が事實上終焉を告げる日が來たのであつた。即ちこの年の地方制度の改正法によつて、中央政府が全國の市長を任命し、中央政府の官吏である府縣知事が町村長の選任を認可し、從來ある程度の自治を認めていた市、町、村をも國家の強大な監督權の下におき、市町村會の權限を大幅に縮小することによつて地方制度の戰時編成を完了し地方自治の精神を窒息せしめたのであつた。

この狀態で日本は終戰を迎えた。長い間の戰爭による物資の缺乏と空襲の被害のために、衣食住のすべては乏しく、國民生活の困難は甚しかつた。

この時占領軍は先ず日本國民に「自由」の贈物を與えたのである。日本國民の自由を拘束していた一切の法律は撤廢された。併し戰後の道德の頽廢

は、無秩序を生じ、心ある人々をして切に公共の福祉と自由との調和の問題につき考えさせたのであつた。終戦の翌年である昭和二十一年十一月三日には、いちはやく、日本歴史上の劃期的大法典である日本國憲法が制定公布され、六箇月の後昭和二十三年五月施行され、自由と公共の福祉との調和につき新たな指針が與えられた。

新憲法は第八章として、特に「地方自治」という一章を設け、地方分權を憲法上保障すると共に地方行政を民主化するべきことを指示している。即ち憲法第九十二條は地方公共團體の組織及び運営は地方自治の本旨に基いて法律で定めると規定し、第九十四條は地方公共團體が、立法、行政、財政の面に於て、自治の權能を有することを明らかにした。由來、國の民主政治は、民主的な地方自治體の土台の上に立つてゐるものであつて、土台がしつかりしていなければ、國の民主政治が健全に運営されることは期待しがたいのである。我等が日本を平和にして民主的な國家として再建するためには、健全にして且つ民主的な地方自治體を育成しなければならぬ。これが新憲法が、明治憲法にはおいていない地方自治という一章を設けた所以であらう。

こうゆう趣旨の地方自治は最近に制定されたものであり、且つ日本國民にとつては、はじめての経験であるため、わたくしどもは未だこれらの法規の運用に慣れていない。そのため地方自治法の運用をめぐつて、いろいろの問題と困難とが起つてゐることは諸君の御存知のところであらう。

最近これらの諸問題の中で、條例に關するものが世の注目を惹くに至つた。大阪市のデモ條例（昭和二十三年七月三十一日制定の大阪市條例第四十九號、行進示威運動及び公の集會に關する條例、更にこの效力を停止した同年八月の大阪市條例第六十八號、更に右第四十九號條例の廢止と新たな取締を規定した同年十月五日の大阪市條例第七十七號、行進及び集團示威運動に關する條例）福井市の災害治安に關する條例（昭和二十三年七月七日制定）、福井縣の震災臨時措置條例（昭和二十三年七月十六日制定）、宮城縣の賣いん等の取締に關する條例（昭和二十三年七月六日制定、賣い

ん取締に關しては、第二國會にも取締法案が提出されたのであるが、審議未了となつたため、國の法律が制定されるまでの間隙を埋める意味でこの條例が制定されたことが、興味あることである）等が一般の論議の的となつた。殊に所謂「デモ」條例は他の各府縣に於ても續々制定されようとする機運にある。

憲法第九十四條が法律の範圍内で條例を制定することができる、と言つてゐるのは、地方自治法の定める條例と規則の双方を含む意味に解すべきことは異論を見ないところである。地方自治法によれば條例は普通地方公共團體の定めるものであり、規則は普通地方公共團體の長の定めるものである。この論文では、地方自治法でいう規則には觸れず、同法の條例についてのみ若干の考察を試みたいと思う。

(一) 歴史的概観

明治二十一年に制定された市制、町村制は住民の權利義務又は市町村の事務に關し條例を定めることを許したが、明治二十三年の府縣制には條例に關する規定なく、通説並びに實際の取扱は、府縣は條例を定めることができぬものとされてゐたが、昭和四年の府縣制の改正で、はじめて府縣も條例を定めることができることとなつた府縣に對し中央政府がこのような態度をとつた理由は、府縣は地方公共團體であると共に國の地方行政區劃として考えられ、中央政府の任命した府縣知事は地方公共團體である府縣の首長である點に於て、地方自治體の機關であつたけれども、同時に中央政府の官吏と考えられていたからであつた。そのため府縣の自治の範圍は市町村よりも若干狭く、それが、明治二十一年から市町村に認められていた條例制定權が昭和四年以前は府縣に認められていなかった一つの理由をなしてゐるのである。

町村制、府縣制の下に於ける條例は、地方自治體の事務及び住民の權利義務に關する自治立法であつた。法理論的見地から見れば、この條例の法律上の性質は今も尙變つていない。勿論新憲法の下に於ては、國の法律が國會に於て國民の代表者によつて制定される如く、條例は地方團體の議會に

於て、住民の代表者によつて制定されるのである。更に地方自治法（昭和二十二年四月制定同年十二月、並びに昭和二十三年七月改正）によつて、條例で規定することが出来る事項が擴大され、且つ條例自身に條例違反に對する罰則を規定することを許されたのである。それ故この法律によつて地方自治體の條例はその作用に於て、その重要性に於て、著しい變化を生じ事實上全くその面目を一新したのである。

（三）條例制定の手續

普通地方公共團體、即ち都、府縣、市町村は國の法令に違反しない限り、如何なる條例をも制定することが出来る。何となれば、國の法令はすべての條例よりも上級の法規である。憲法は國の最高法規であり、國會によつて制定される法律は憲法の次に位している。すべて閣令省令は法律の規定を實施するために制定されるものであるからである。普通地方公共團體の議會は條例の制定及び改廢について議決し、條例は議會の議決とその權威のみによつて有効に成立する。（議決は出席議員の過半数の投票によつてなされる。但し地方自治法第七十六條によつて、普通地方公共團體の長が條例の制定、改廢の議決を再議に附した場合に、條例の制定、改廢の議決を爲すには出席議員の三分の二以上の投票を要する。）例外としては、市町村議會の議決と都道府縣知事の許可とがなければならぬ。（地方自治法第三條第三項、以下單に條文のみはすべて地方自治法の條文である。）

條例の發案權は都道府縣知事、市町村長と、議會の議員の双方にあるのが原則である。但し委員會設置の條例については議員のみが發案權を有する。（百九條乃至百一十一條）又一定數の選舉人が發案權を有する場合もある。（七十四條）

條例は成立後、一定の公告式により告示される。（十六條）條例はこの告示により效力を生ずる。條例施行の時期は條例自體・又は公告式の規定により定められる。（公告式は地方公共團體の法規たる效力及び性質を有するから、條例の形式で定めねばならない。）

四 條例で何を規定できるか。

地方自治法第十四條第一項は「第二條第二項の事務に關し」條例を制定することが出来る、と規定している。第二條第二項の事務は三種にわかれる。

（一）公共事務（固有事務）

公共事務とは府縣及び市町村住民の公共の福祉の増進に關する事務を意味する。これは大ききに言つて二つに分れる。その一は地方公共團體の組織、運営に關する事務で（1）基礎となつてゐる法令の範圍で地方公共團體の組織を定め、團體の機關を構成する者を任命又は選舉することに關する事項（2）自治立法に關する事項（3）地方財政處理に關する事項はこれに屬する。その二は住民の共同の福祉を増進するために公共事業を經營し、公共の施設を管理することに關する事務である。

（二）委任事務（個別的委任事務）

個々の國の法令によつて普通地方公共團體の個別的に委任せられた國又はその他の公共團體の事務をゆう。「團體委任事務」と呼ばれる。學校の設置、道路河川の經費の負擔はこれに屬する。（これと異なり、地方公共團體の長に個別的に委任せられてゐる事務がある。これは機關委任事務と呼ばれる。戸籍事務、在留外國人の登録がこれに屬する。これらの事務については地方自治法第十五條に従ひ規則で定むべきである。）

（三）行政事務（包括的委任事務）

第二條第二項に掲げられた「その區域内におけるその他の行政事務で、國の事務に屬しないもの」をゆう。これらは當該地方公共團體の區域内に於ける一般行政事務の中から、國の法令によつて國の行政機關が處理する行政事務を除いた、その他の行政事務をゆう。これらの事務は本來は國の事務であるが、地方公共團體に委任されるもので、當該區域にこれらの事務を處理する國家機關はなく、又中央政府が自らこれらの事務を處理する必要を認めぬ限り、地方公共團體によつて處理されるものである。これは昭和二十二年十二月の改正法で新たに附加されるもので包括的委任事務と

呼ばれる。(これは第二條に附加されたもので、同條にはこれらの事務の實則が示してある。)

次の問題が内の行政事務に關して屢々起る。即ち、行政事務のある分野について、國の法令が制定された場合同じ分野について條例の制定することはできないが、勿論條例で國の法令に反する規定を設けることはできない。併し國の法令に規定のない特殊の事項について補充的な規定を設けることはできると思う。例えば、國の法令が道路の廣さについて規定している場合、道路の舗装について條例で規定することができる。更に進んで地方財政の分野に於ては、地方公共團體は國の法令が明らかに附加税を設けることを禁止してない限り、ある種の國の税に對して附加税を課することを條例で規定することができる。この見地から見れば、條例をもつて規定できる分野は廣いのである。それ故地方公共團體は、國の法律に反せぬ限り、廣くその創意を生かし、その住民の公共の福祉を増進するため、爲し得る限りを盡さねばならぬ。

次に昭和二十三年七月改正の地方自治法第二條の規定は以上述べた(イ)回内のすべての事務に關して考慮せねばならぬ。この改正はこれ等の事務について、詳細な規定を設け、地方公共團體の處理することのできる事務を二十一項目に亘つて例示すると共に、地方公共團體の處理することのできない事務をも明らかにしている。この改正は地方自治の運用の指針を與えると共に、地方行政に關し住民の注意を喚起することを目的として爲されたものである。

最後に十四條第三項にも亦注意せねばならない。即ち 都道府縣は、市町村の行政事務に關し、法令に特別の定があるものを除く外、條例で必要な規定を設けることができる。」

(四) 條例の効力

地方公共團體は公法人である。この公法人の要素は、(1)一定の區域 (2)その住民である。地方公共團體は、國から附與された權限の範圍内で、その區域内の一般住民及び旅行者に對し支配權を行うのである。この意味に

於て、地方公共團體は小國家的存在である。條例は地方公共團體に國から附與せられた立法權に基いて制定された言わば小國家の法律である。條例の効力は、地域的にはその區域内の隅々に迄及び、對人的には、その區域内のすべての人に——住民であると、旅行者であるとを問わない——に及ぶのである。

條例の効力には二つの限界がある。

(イ) 條例は、國の法令に反しない限りに於て、効力を有する。憲法第九十四條は、地方公共團體は法律の範圍内に於て條例を制定する權能を有すると定めている。この法律とゆう言葉は、憲法にゆう國の法律の意味に解しなければならぬ。それ故、憲法上の權能を持つた國會の制定した法律が必要である。但し法律の規定を實施するために制定された政令は、法律と同一の効力を持つている。それ故地方自治法は、地方自治法施行のため政令と共に、以上の憲法上の要件を完全に満すものである。第十四條第一項は、「法令に違反しない限りにおいて……條例を制定することができる。」と規定し、この解釋を明らかにしている。條例は國の法令に違反する限度に於ては、無効である。

(ロ) 市町村の行政事務に關する都道府縣の條例と、當該市町村の條例とが牴觸する場合に於ては、都道府縣の條例に違反する市町村の條例は無効である。(第十四條第四項)

以上(イ)(ロ)の制限のあるほか、條例は地方公共團體の自治立法として完全に有効である。併し、この事に關し、次の事を特に強調したい。私が先に述べたように、地方自治法は、條例を制定することの出来る廣い分野を規定している。諸君は、國の法令に反せぬ限り廣い範圍に亘り條例で國の法令を補充することが出来ることに注意しなければならぬ。それ故、この方面に於ても條例を作ること躊躇してはならない。

(四) 罰則

條例違反に對して、ある處罰がなされるのでなければ、條例を正しく施行することはできない。府縣制の時代に於ては、府縣知事の命令である府縣

令に對する罰則は五十圓以下の罰金に過ぎなかつたが、昭和二十二年十二月の地方自治法の改正法は條例違反者に對し、國の法令に特別の定があるものを除く外二年以下の懲役若しくは禁錮、十萬圓以下の罰金、拘留、科料、沒收の刑を科する旨の罰則を設けることを許し、國の裁判所をして條例違反事件の管轄せしめる旨を規定した。(第十四條五項六項) この罰則は條例實施の保障であつて、條例はこの罰則を附することにより、法規としての重みを著しく増すに至つたのである。

條例で罰則を科することが、憲法上保障された國民の自由を侵害し、憲法に違反することになりはしないかとゆうことが、地方自治法改正の際國會での論議の的となつた。この點につき、いろいろの議論はあるが、條例に罰則を設けることは憲法違反ではないとゆうことについて異論はない。たゞその説明はいろいろである。私はその中で二つの考え方を正當と考えるものである。第一は條例は當該地方公共團體の住民の代表機關である議會の議決によつて制定されるものであるとゆう點である。第二は、條例は條例を制定した地方公共團體の區域内でのみ施行されるとゆう點である。そこで國家で行われる民主政治が、小さな國家である地方公共團體で行われているのだと類推することができると思う。憲法第八章は國家の持つて

いる權力と似ている自治權を地方公共團體に與えることによつて、地方公共團體を民主政治の一つの單位と認めているのだとゆうことができると思う。それ故、條例で刑罰を科することは、憲法の精神である民主主義に合致してゐると考えるものである。

(四) 三つのことを爲さねばならぬ。

(イ) 檢察官が條例が國の法令に違反し、無効であると考える場合にも、その條例違反者を起訴しなければならぬ。

國の裁判所のみが條例の有効、無効を決定する權限を持つてゐるのである。それ故檢察官は、この違反者を起訴し、事件を裁判所に持ち出して、裁判所の判斷を求めなければならない。

(ロ) 住民が條例に不満を持つときはどうしたらよいか。

地方自治法第七十四條にこの答がある。選舉權を有する住民のみが、選舉權を有する者の總數の五十分の一以上の者の連署をもつて、普通地方公共團體の長に對し、條例の改廢を議會に附議するよう請願することができ。

(ハ) 條例、殊に罰則附きの條例を廣く住民又その他の旅行者に徹底させるためには如何にしたらよいか。

條例は次の方法で普及しなければならぬ。(1)議會圖書館の利用、(2)公の掲示板に掲示すること、(3)新聞、(4)ラジオ、(5)町の集會での討論、(6)私的團體又は集りの公開又は私的の集會での討論、(7)市長會議又は町村連合會の公けの雜誌

(四) 結論、條例の重要性について

民主主義は人民の代表者が法を作り、人民が法を守ることによつて維持される。法を守る民主的な人民こそ世界を支える「アトラスの神」の手にも比せらるべきものである。民主的な地方公共團體は民主主義國家の土臺である。我等が健全な民主的な地方公共團體を育成しなければ、民主國家を建設することは不可能である。專制的な中央集權主義は獨裁政治への道である。

而してこの地方公共團體における立法こそ、實に、條例である。私は健全にして、地方の實情に合した條例を制定し、これを實施することこそ、健全にして民主的な地方公共團體を育成する重要な手段であると考え。我等は地方公共團體に於ける條例制定の重要性について、認識を新にしなければならぬ。

以上

昭和二十四年度豫算現計調(昭和二十四年五月三十一日現在)

一般會計		歳入之部			
科	目	既定豫算額	追加(四回)	追加(五回)	計
道	税	二、七六六、八三三、五〇〇			二、七六六、八三三、五〇〇
					三・一〇〇

一般會計
歲出之部

歲入計	七、七、六、一八三、五〇〇	一、〇七五、七、六、五〇〇	六、三三三、〇〇〇	八、八、〇〇〇、一、九、六、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
公營企業及 財產收入	五九、七、五〇、〇〇〇	二、二二〇、〇〇〇		六、一、九〇五、二〇〇	〇、七〇〇
負擔收入	五五、〇〇〇、〇〇〇	二五、一八七、五〇〇		八〇、〇八七、五〇〇	〇、九二〇
使用金及 敷料	二七、七、八三、九〇〇	四二、六、一、九〇〇		二〇〇、四四〇、八、〇〇〇	三、〇七〇
使附金	五、六、五五、〇〇〇	三、三、六、五〇〇		五九、七、七〇、〇六〇	〇、六八〇
寄入金	一四、六、三三、五〇〇			一四、六、三三、五〇〇	〇、一七〇
繰入金	一、九、九二、一、〇〇〇	四二、一、五五、九〇〇		四四、〇、八七、二〇〇	〇、五〇〇
繰入金	四、五、一、二七〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇		四、五、一、二、三〇、九〇〇	五、四〇〇
道債	四、一、九、一〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇		五、四、〇、〇〇、〇〇〇	五、九六〇
純道負擔計	四、〇、三、二、四、〇〇〇	三、二、一、八、二、八〇〇		四、三、四、四、〇、六、三、二〇〇	四八、二、三〇
地方配付稅	一、一、三、五〇、〇〇〇			一、一、三、五〇、〇〇〇	二、一九〇
國庫支出金	二、五、七、六、九三、〇〇〇	八、五、五、八、三、二〇〇	六、三、三三、〇〇〇	三、四、三、〇、〇、四、四〇〇	三八八、七
純國庫負擔計	三、七、三、九、四二、一〇〇	八、三、五、八、三、二〇〇		四、五、五、六、〇、六、四〇〇	五、一、七、七

科 目	既定豫算額	追加(四回)	追加(五回)	計	%
會議費	三七、七七九、一〇〇	二、一三五、〇〇〇		三九、九一四、一〇〇	〇・四五
道廳費	九八九、八一九、七〇〇	一四、〇八八、六〇〇		一、〇〇三、九八八、三〇〇	一一・四
警察消防費	三、九九七、八〇〇	一〇、四三三、九〇〇		三、四三三、七〇〇	〇・三
土木費	四七六、八三五、五〇〇	五五八、一六五、八〇〇		一、〇〇五、〇〇一、三〇〇	一一・四
教育費	三、八一、五六七、五〇〇	二五、一〇二、一〇〇		三、三六、五九九、六〇〇	六・四
社會及勞務費	八、六〇、〇四、九〇〇	八、五五三、七〇〇	六、三三三、〇〇〇	八、五二、九一〇、六〇〇	九・七

保健衛生費	二七五、五五〇、三〇〇	五、三三七、八〇〇	二六〇、九三三、一〇〇	三、一九
產業經濟費	一、三九、四二、八〇〇	四、六〇、六〇七、一〇〇	一、六六五、〇〇〇、〇〇〇	一九、二五
財產費	五二、六三八、五〇〇	三、六六七、八〇〇	五六、二七六、五〇〇	〇、六四
統計調查費	三三、三三三、九〇〇	二、一〇、一〇八、〇〇	二四、二二四、〇〇	〇、六八
選舉費	八、六四一、〇〇	五、九〇七、〇〇	一四、五八四、〇〇	〇、六六
公債費	三九、〇三二、九〇〇		三九、〇三二、九〇〇	二、六〇
諸支出金	五三八、五八、三〇〇	(減) 一五、八七九、六〇〇	五五四、四四、九〇〇	四、〇〇
豫備費	三三〇、一七、三〇〇	一、六六〇、〇〇〇、〇〇〇	一三、一三七、一〇〇	二、五八
歲出計	七、七六六、一八三、五〇〇	一、〇五七、六四三、一〇〇	六、三三三、〇〇〇	一〇〇、〇〇

昭和二十四年六月五日發行

北海道議會時報

第一卷 第二號

北海道議會議事局調查課 集編

北海道議會事務局

電話 一、八二〇番